

装技技第141号
平成27年10月1日
一部改正 装技技第5082号
令和3年4月1日

各研究所長 殿

技術戦略部長
(公印省略)

国内技術交流における取決め等の締結に係る事務処理について（通知）

標記について、下記のとおり定められたので通知する。

記

- 1 本通知において取決め等とは、研究協力又は共同研究等に関する取決め、覚書、協定書、契約書等をさす。
- 2 各研究所長（以下「所長」という。）は、取決め等の案文を技術戦略部長を経由して、防衛技監に上申するものとする。
- 3 技術戦略部長は、防衛技監により、承認又は不承認の決裁が行われたときは、当該所長へその旨を通知するものとする。
- 4 所長は、防衛技監からの承認に基づき、取決め等の締結を行うものとする。
- 5 締結終了後、取決め等の写しを速やかに技術戦略部技術戦略課長に通知するものとする。